

令和6年度用 自転車駐車場定期利用案内

令和6年4月から令和7年3月までの定期利用の申し込み案内です。
定期利用を希望する方は本案内を確認したうえで申し込みください。
現在利用中で、次年度も引き続き定期利用を希望される場合も必ず申し込みをしてください。

この利用案内は令和6年度の利用が終了するまで保管してください。

（市営自転車駐車場を利用できる車両）

●自転車

三輪車等特殊な自転車、タイヤがラックに収まらない自転車、二段ラック式の自転車駐車場で後ろカゴ付きの自転車、電動アシスト自転車、幼児二人同乗用自転車、スタンドのない自転車などは利用をお断りすることがあります。

●原動機付自転車等

三輪車及び荷台にカゴ等が付いているもの、ラックに収まらないものは利用をお断りすることがあります。
ミニカー（水色ナンバー）は利用できません。

※125cc以下の普通自動二輪車が利用できる駐車場は、八千代台東第2、八千代中央第1、八千代中央第2、村上第1、大和田南第1の5箇所のみとなります。ご注意ください。

申し込みは1人につき1台、1か所のみで、必ず利用者本人の名前で申し込みをしてください。外国籍の方は在留カードの氏名を記載してください。

1人で複数枚の申し込みや、同じ駅での複数の自転車駐車場への申し込み、自転車・原動機付自転車等両方の申し込み、法人等の団体での申し込みはできません。虚偽の疑いがある場合、原動機付自転車標識交付証明書等の書類の提出を求める場合があります。判明した場合、申し込みは全て無効となります。

その他の利用の場合、下記の八千代市シルバー人材センターまでお問い合わせください。

自転車駐車場を利用する上での注意事項

自転車駐車場は自転車等の駐車スペースを提供するもので、自転車等をお預りするものではありません。したがって自転車等の紛失、盗難、破損、火災、災害及び機械トラブル等による損害については一切の責任を負いかねます。

契約者以外の利用等の禁止

契約者以外の利用及び権利の譲渡や名義貸しはお断りします。利用中に判明した場合は契約破棄とします。家族内での同様の行為も禁止です。

詐欺行為の禁止

詐欺その他不正の行為により、利用料金の徴収を免れた場合、契約破棄のうえ、八千代市自転車の放置防止に関する条例第16条により、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処します。住所・利用者の偽装等も該当します。

この利用案内をご確認のうえ、管理人・整理員の指示により自転車駐車場を利用してください。他の自転車等の駐車を妨げる行為、駐車場の管理に支障を及ぼす行為等はしないでください。違反した場合、ご利用をお断りすることがあります。

問い合わせ先

八千代市萱田町593番地33

公益社団法人八千代市シルバー人材センター

電話 047-405-4680 FAX 047-484-9544

土曜・日曜・祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時まで

申し込みから利用までの流れ

①ハガキでの申し込み

申し込み期限は**令和5年12月21日（木）**必着です。別紙の申し込みハガキに必要事項を**すべて記入**し、切手を貼り郵送するか、八千代市シルバー人材センター、または各自転車駐車場管理事務所に持参してください。

注意

申し込みハガキには、必ず**返信用の切手も貼ってください**。貼り忘れの場合は**無効とし返信もいたしません**。
持参する場合、八千代市シルバー人材センターは土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受け付けます。
各自転車駐車場管理事務所は日曜・祝日を除く、午前6時から午後7時まで受け付けます。
自転車駐車場の記号を必ず記入してください。**自転車駐車場一覧表にない記号や、記入の無いものは無効**となります。
※ただし、以下の自転車駐車場はハガキでの申し込みは不要です。各自転車駐車場管理事務所で先着順で受け付けます。
・八千代中央第1・八千代中央第2新・村上第1・大和田北第1・大和田北第2・大和田南第1
 : **令和6年3月1日（金）**午前6時から
・八千代緑が丘: **令和6年3月4日（月）**午前6時から
・栄町公園地下: **令和6年3月1日（金）**午前4時30分から申込受付開始
 令和6年3月15日（金）午前4時30分から契約手続開始

②抽選

令和6年1月22日（月）午後2時から八千代市役所 多目的棟会議室で公開抽選を行います。

注意

八千代市シルバー人材センターの窓口や電話による確認はできませんのでご注意ください。
確認をしたい方は、抽選日当日午後2時30分までに抽選会場へお越しください。

③抽選結果の通知

抽選結果を**令和6年2月2日（金）**に発送します。あて先等の記入に不備があった場合、通知が届かないことがあります。**1週間たっても通知が届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください**。

④当選した人

契約番号をハガキの下に記入して通知します。契約番号をもとに、手続期間一覧表と手続場所一覧表を照らし合わせ、指定された期間中に該当する自転車駐車場管理事務所で手続を行ってください。

注意

手続の際、**当選ハガキ**と住所・氏名・年齢が確認できる**公的な身分証明書**、**学生は学生証**、**利用料金**を持参してください。
指定された期間中に手続に来ることができない人は、事前に手続期間一覧表を参照のうえ、各自転車駐車場管理事務所までご連絡ください。代理人が手続を行う際は、上記の利用者本人が手続を行うのに必要なものの他、代理人の住所・氏名が確認できるものを持参してください。
※公的な身分証明書：マイナンバーカード（通知カードは不可）、運転免許証、パスポート、健康保険証等、外国籍の方は在留カード
※証明書類は必ず原本 ただし、入学予定で、学生証や合格通知書のない人は八千代市シルバー人材センターまでご連絡ください。**手続期間は当選者ごとに異なります。手続期間を過ぎた場合は無効**となりますのでよく確認してください。

⑤補欠の人

落選した人には、補欠番号が付与されます。
令和6年3月7日（木）から、キャンセル空き状況及び繰り上げ当選の補欠番号と手続期間を、各自転車駐車場管理事務所又は市ホームページで公表（掲示）しますので確認してください。電話でのお問い合わせはお受けいたしません。繰り上げ当選した人は、各自転車駐車場管理事務所の手続きをしてください。

⑥繰り上げ当選されなかった人（またはハガキで申し込みをしていない人）

令和6年3月15日（金）に空き状況を各自転車駐車場管理事務所又は市ホームページで公表（掲示）しますので確認してください。受け付けは、**令和6年3月16日（土）午前6時から先着順**で行います。混雑時には予約票を配布する場合があります。

注意

キャンセル空き状況について、電話での問い合わせはできません。各自転車駐車場管理事務所を確認してください。
手続の際、住所・氏名・年齢が確認できる**公的な身分証明書**、**学生は学生証**、**利用料金**を持参してください。
予約票を配布された人は、指定されている期間中に手続してください。
指定された期間中に手続に来ることができない人は、各自転車駐車場管理事務所までご連絡ください。
代理人が手続を行う際は、上記の利用者本人が手続を行うのに必要なものの他、代理人の住所・氏名が確認できるものを持参してください。
※公的な身分証明書：マイナンバーカード（通知カードは不可）、運転免許証、パスポート、健康保険証等、外国籍の方は在留カード
※証明書類は必ず原本 ただし、入学予定で、学生証や合格通知書のない人は八千代市シルバー人材センターまでご連絡ください。**手続期間を過ぎた場合は無効**となりますのでよく確認してください。

免除対象者

下表に該当する人は、申請により自転車駐車場の定期利用料金が免除されます。(一時利用料金は免除されません。) 必要なものを持参して、八千代市役所土木維持課で免除申請をしてください。(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで)

免除申請後、免除申請書の写しを交付しますので、免除申請書の写しと公的な身分証明書を持参し、手続期間中に管理事務所で手続きをしてください。

○ハガキでの申し込みが必要な自転車駐車場の利用を希望する人は、令和5年12月21日(木)までに、申し込みハガキを持参して、免除申請をしてください。

○ハガキでの申し込みが不要な自転車駐車場の利用を希望する人は、利用手続きを行う前に免除申請をしてください。

申請に必要なもの

●各項赤字の公的機関の発行する証明書の原本 ※なお、証明書の写しをとりますので、原本は返却します。

※免除申請についての問い合わせ先

八千代市役所 都市整備部 土木維持課

電話 047-421-6786

	定期利用料金が免除される人	必要なもの
1	生活保護法(法律第144号)の規定による生活保護を受けている世帯に属する者 ※昭和25年法律第144号	<ul style="list-style-type: none"> 被保護世帯証明書もしくは保護決定通知書 住民票(世帯全部・続柄のわかるもの) ※世帯主以外の人を利用する場合、保護決定通知書を証明書類として使用する場合のみ
2	身体障害者福祉法(法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者 ※昭和24年法律第283号	身体障害者手帳
3	療育手帳制度要綱(厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者 ※昭和48年厚生省発児第156号	療育手帳
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ※昭和25年法律第123号	精神障害者保健福祉手帳
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(法律第117号)の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者 ※平成6年法律第117号	被爆者健康手帳
6	母子及び父子並びに寡婦福祉法(法律第129号)に規定する配偶者のない者で20歳未満の者を扶養している者及びその者に扶養されている20歳未満の者で、世帯主の市県民税が非課税の者(免除される期間は被扶養者が20歳の誕生日を迎える月まで) ※昭和39年法律第129号	住民票(世帯全部・続柄のわかるもの)及び世帯主の非課税証明書 ①ひとり親家庭 ②20歳未満の子を扶養している ③世帯主である ④市県民税が非課税 ①から④の全て満たすことが条件となります。特に、ひとり親家庭の人でも市県民税が課税されている場合は免除対象となりません。 非課税証明書・住民票を取得する前に非課税かどうか各市区町村税務担当課に必ずご確認ください。
7	その他市長が特に必要と認める者(八千代市難病者援護金支給要綱で定める援護金受給者) ※昭和56年告示第19号第2条	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県特定医療費(指定難病)受給者証 千葉県小児慢性特定疾患医療受給者証 八千代市難病者援護金受給資格認定通知書

自転車駐車場一覧表

令和5年12月1日現在

申し込みハガキ「⑦利用場所」記入欄にはこの記号を記入してください。

○別紙のハガキで申し込みが必要な自転車駐車場

- ※ 利用申し込み場所の駐車位置の選択はできません、屋根有は高架下を含みます。
- ※ 一時利用の台数はおおよその目安となります。

記号	自転車駐車場名	契約可能台数						料金表	管理事務所 電話番号 (市外局番 047)
		自転車			原動機付自転車等				
		一時利用	屋根有	屋根無	一時利用	屋根有	屋根無		
Y1	八千代台南	620	550	250	—	10	—	表 A	487-2809
Y2	八千代台北第 1	—	270	—	—	—	—	表 A	487-2803
Y3	八千代台北第 2	120	520	—	—	—	—	表 A	
Y4	八千代台北第 3	100	—	220	30	—	60	表 B	
Y6	八千代台西第 1	—	430	50	—	—	—	表 A	
Y8	八千代台東第 1	40	190	—	—	—	—	表 A	487-2802
Y9	八千代台東第 2 ※注③	90	170	—	15	50	60	表 A	
Y12	八千代台東第 3	—	119	—	—	20	—	表 A	
K1	勝田台北	90	—	—	20	220	—	表 A	487-2807
	勝田台北 平置	—	—	45	—	—	15	表 B	
K5	勝田台南第 3 ※注①	—	250	—	—	54	—	表 A	
K3	勝田台南第 1	—	870	340	—	—	48	表 A	
K4	勝田台南第 2 ※注①	—	420	—	—	—	—	表 A	487-2805
K7	勝田台南第 4	230	—	—	—	—	72	表 B	
K8	勝田台南第 5 ※注②	—	680	—	—	—	—	表 A	
C2	八千代中央第 2 ※注③	160	192	—	10	18	—	表 A	405-0832

※ K8 勝田台南第 5 について

特殊な自転車（電動アシスト自転車、幼児二人同乗車、前後にカゴがついている自転車）は、駐車が困難なため、ラックのない K3 勝田台南第 1 のご利用をご検討ください。

○ハガキでの申し込みが不要な自転車駐車場

- ※ 令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 6 時から現地自転車駐車場管理事務所で受付
- 栄町公園地下は令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 4 時 30 分から申込受付開始
- 八千代緑が丘は令和 6 年 3 月 4 日（月）午前 6 時から受付

	自転車駐車場名	契約可能台数						料金表	管理事務所 電話番号 (市外局番 047)
		自転車			原動機付自転車等				
		一時利用	屋根有	屋根無	一時利用	屋根有	屋根無		
現 地 受 付	栄町公園地下 ※注①	160	1,802	—	—	—	—	表 A	482-2927
	八千代中央第 1 ※注③	85	550	—	20	38	—	表 A	405-0831
	八千代中央第 2 新 ※注③	—	333	—	—	28	—	表 A	405-0832
	村上第 1 ※注③	40	180	—	10	18	—	表 A	405-0833
	八千代緑が丘 ※注②	510	2,465	—	20	340	—	表 A	458-1239
	大和田北第 1	75	670	330	—	—	8	表 A	485-9974
	大和田北第 2	180	—	180	10	—	16	表 A	485-9975
	大和田南第 1 ※注③	55	—	470	10	—	25	表 A	485-9976

- (注) 一時利用したい場合は、その都度各自自転車駐車場で直接手続きをしてください。
 料金は自転車 100 円、原動機付自転車等 200 円です。
 なお、一時利用とは、入場 1 回かつ継続した 24 時間以内を単位とする利用です。

※注① 上下二段ラック式構造のため、下記の車両は利用をお断りする場合があります。申し込みの前にお持ちの自転車等が規格に収まるか事前によく確認してください。規格外の車両は当選しても利用できない場合があります。
 ○後ろカゴ等が付いている自転車の下段駐車、後ろカゴ等が付いている原動機付自転車等
 ○ハンドル高・サドル高が110cm以上、重量が25kg以上、タイヤ幅が51mm以上のいずれかに当てはまる自転車（マウンテンバイク・電動アシスト自転車・幼児二人同乗用自転車など）
 ○三輪車など、車長・車高・車幅等が規格外でラックに収まらない車両

※注② ラック式構造のため、下記の車両は利用をお断りする場合があります。申し込みの前にお持ちの自転車等が規格に収まるか事前によく確認してください。規格外の車両は当選しても利用できない場合があります。
 ○重量が25kg以上、タイヤ幅が51mm以上のいずれかに当てはまる自転車（マウンテンバイク・電動アシスト自転車・幼児二人同乗用自転車など）
 ○三輪車など、車長・車高・車幅等が規格外でラックに収まらない車両

※注③ 125cc以下の普通自動二輪車が利用できる駐車場は、八千代台東第2、八千代中央第1、八千代中央第2、村上第1、大和田南第1の5箇所のみとなります。ご注意ください。

定期利用料金表

(単位：円)

表 A			屋根有		屋根無	
			自転車	原動機付自転車等	自転車	原動機付自転車等
市内	一般	1か月	1,100	1,320	550	660
		1年	12,100	14,520	6,050	7,260
	学生	1か月	770	920	380	460
		1年	8,470	10,160	4,230	5,080
市外	一般	1か月	市外居住者の定期利用料金は、2倍の額。			
		1年				
	学生	1か月				
		1年				

表 B			屋根無	
			自転車	原動機付自転車等
市内	一般	1か月	440	550
		1年	4,840	6,050
	学生	1か月	300	380
		1年	3,380	4,230
市外	一般	1か月	市外居住者の定期利用料金は、2倍の額。	
		1年		
	学生	1か月		
		1年		

※ 料金には消費税10%相当額が含まれています。

○1年分の契約について、一括で納付した場合、1か月分割引となります。

○八千代市内に住所を有する人以外の料金は、市外料金となります。

○学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校、同法第124条に定める専修学校及び同法第134条の第1項に定める各種学校に通学する者です。一部予備校生は含まれません。各専門学校・予備校等で確認してください。

○定期利用とは、1か月単位での利用です。月の途中から利用の場合の日割り等はありません。

手続期間&場所一覧表

- 当選者は、当選通知の契約番号を確認のうえ、手続期間&場所一覧表に記載されている手続き場所及び、その期間中に利用手続きをしてください。
- 手続期間・手続時間・手続場所は利用案内・ホームページ等でご確認ください。
- 期間中に手続きされない場合は無効となります。期間中に手続きができない場合は、事前に当選場所の自転車駐車場管理事務所に連絡してください。

手続時間：午前 6 時から午後 6 時まで（日曜・祝日は除く）

八千代台南（Y1）

契約番号	手続期間（令和 6 年）	手続場所・電話番号
Y1A1 - 001 ~ 140	2月13日（火）～2月19日（月）	八千代台南 管理事務所 047-487-2809
Y1A1 - 141 ~ 290	2月20日（火）～2月27日（火）	
Y1A2 - 001 ~ 260	2月28日（水）～3月5日（火）	
Y1A3 - 001 ~ 250 Y1B1 - 001 ~ 010		

八千代台北第 1・2・3（Y2・Y3・Y4）

契約番号	手続期間（令和 6 年）	手続場所・電話番号
Y3A1 - 001 ~ 170	2月9日（金）～2月15日（木）	八千代台北第 2 管理事務所 047-487-2803
Y3A1 - 171 ~ 340	2月16日（金）～2月21日（水）	
Y3A1 - 341 ~ 520	2月22日（木）～2月28日（水）	
Y2A1 - 001 ~ 270 Y4A1 - 001 ~ 220 Y4B1 - 001 ~ 060	2月29日（木）～3月5日（火）	

八千代台西第 1（Y6）

契約番号	手続期間（令和 6 年）	手続場所・電話番号
Y6A1 - 001 ~ 160	2月13日（火）～2月19日（月）	八千代台西第 1 管理事務所 047-487-2801
Y6A1 - 161 ~ 320	2月20日（火）～2月27日（火）	
Y6A1 - 321 ~ 430 Y6A2 - 001 ~ 050	2月28日（水）～3月5日（火）	

八千代台東第 1・2・3（Y8・Y9・Y12）

契約番号	手続期間（令和 6 年）	手続場所・電話番号
Y8A1 - 001 ~ 103 Y8A2 - 001 ~ 087	2月13日（火）～2月19日（月）	八千代台東第 2 管理事務所 047-487-2802
Y9A1 - 001 ~ 170 Y9B1 - 001 ~ 050 Y9B2 - 001 ~ 060	2月20日（火）～2月27日（火）	
Y12A1 - 001 ~ 119 Y12B1 - 001 ~ 020	2月28日（水）～3月5日（火）	

勝田台北・勝田台北平置・勝田台南3 (K1・K5)

契約番号	手続期間 (令和6年)	手続場所・電話番号
K1B1-001～098 K1B0-001～122	2月9日(金)～2月15日(木)	勝田台北 管理事務所 047-487-2807
K1A2-001～045 K1B2-001～015 K5B1-001～054	2月16日(金)～2月21日(水)	
K5A1-001～125	2月22日(木)～2月28日(水)	
K5A1-126～250	2月29日(木)～3月5日(火)	

勝田台南第1 (K3)

契約番号	手続期間 (令和6年)	手続場所・電話番号
K3A0-001～280	2月9日(金)～2月15日(木)	勝田台南第1 管理事務所 047-487-2806
K3A1-001～290	2月16日(金)～2月21日(水)	
K3A2-001～300	2月22日(木)～2月28日(水)	
K3A3-001～340 K3B1-001～048	2月29日(木)～3月5日(火)	

勝田台南第2・4・5 (K4・K7・K8)

契約番号	手続期間 (令和6年)	手続場所・電話番号
K4A1-001～250	2月9日(金)～2月15日(木)	勝田台南第2 管理事務所 047-487-2805
K4A1-251～420 K7B1-001～072	2月16日(金)～2月21日(水)	
K8A1-001～340	2月22日(木)～2月28日(水)	
K8A1-341～680	2月29日(木)～3月5日(火)	

八千代中央第2 (C2)

契約番号	手続期間 (令和6年)	手続場所・電話番号
C2A1-001～065(Aゾーン)	2月13日(火)～2月19日(月)	八千代中央第2 管理事務所 047-405-0832
C2A1-066～130(Bゾーン)	2月20日(火)～2月27日(火)	
C2A1-131～192(Cゾーン) C2B1-001～018	2月28日(水)～3月5日(火)	

利用上の注意

1人1台1自転車駐車場

提供できる自転車駐車場は限りがあるため、同じ駅での複数の自転車駐車場への申し込み、自転車・原動機付自転車等両方の申し込み、法人等の団体での申し込みはできません。虚偽の疑いがある場合、原動機付自転車標識交付証明書等の書類の提出を求めることがあります。ただし、2か所以上の自転車駐車場をそれぞれ別の駅でご利用になりたい場合は、八千代市シルバー人材センター（TEL 047-405-4680）に相談してください。

自転車駐車場の駐車方法

ゾーン指定の自転車駐車場では（指定場所のある自転車駐車場は除く）指定されたゾーン内（階で指定されている場合は階内）であれば、どこに駐車しても構いませんが、無理な駐車や通路などへの駐車はやめ、お互いが気持ちよく利用できるようご協力ください。危険防止のため場内では、車両から降りて通行してください。原付等はエンジンを切り、車両から降りて通行してください。

ラックのある自転車駐車場について

ラックのある自転車駐車場では、ラック部に巻いて施錠しましょう。ただし、上下二段式ラックの自転車駐車場では荷台にカゴ等が付いている自転車を下段ラックに駐車してしまうと上段ラックが降ろせなくなってしまうため、ワイヤー錠等を切断し、移動します。必ず上段に駐車するようお願いします。

定期利用票（ステッカー）について

定期利用票（ステッカー）は、必ず車両後部のドロよけなどの見やすい場所に貼ってください。

防犯登録番号の記入

申し込みの際、防犯登録番号を記入するようにしてください。

※自転車の防犯登録は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条」によって義務づけられています。

1つの防犯登録番号で複数の方の申し込みは出来ません。重複となり無効となる場合がありますので注意してください。学生などハガキ申し込み時に自転車がない場合は「購入予定」と記入してください。

定期利用のキャンセル待ちについて

募集の結果、満車となった自転車駐車場についてはキャンセル待ち（自転車駐車場に空きが出た場合、キャンセル待ちの申請をした順に連絡を差し上げること）ができます。希望される場合は、各自自転車駐車場管理事務所にて、予約票の内容を確認の上、提出していただきますようお願いいたします。

利用車両の変更について

故障等により別の車両を駐車する場合や利用する車両を変更する場合は、管理人に定期利用証を提示して申し出てください。

契約内容の確認について

定期利用証は、自転車駐車場を利用する場合は必ず携帯してください。契約の確認のため、定期利用証や身分証明書の提示を求めると、または電話連絡をすることがあります。

自転車の移動について

ご利用の皆様が快適に使っていただくため、場内整理や施設管理のため、自転車等を移動する場合があります。このため、柱や柵、フェンスなど施設にはワイヤー錠等のカギをかけないでください。施錠された自転車は整理が行えなくなるため、やむを得ず切断し、移動する場合があります。なお、移動のための切断に伴うワイヤー錠等の損害については、一切補償できません。

自転車の撤去について

契約期間の過ぎている自転車や許可なく置かれている自転車は、放置自転車として放置自転車保管場所に移動します。その際、施錠してある場合は、ワイヤー錠等を切断し移動します。引取には移動保管料 2,200 円がかかります。

利用できない自転車について

三輪車等特殊な自転車、タイヤがラックに収まらない自転車、二段ラック式の自転車駐車場で後ろカゴ付きの自転車、電動アシスト自転車、幼児二人同乗用自転車、スタンドのない自転車などは利用をお断りすることがあります。

利用できない原動機付自転車等について

三輪車及び荷台にカゴ等が付いているもの、ラックに収まらないものは利用をお断りすることがあります。ミニカー（水色ナンバー）は利用できません。

防犯について

自転車は必ず施錠

駐車の際には整理整頓を心がけ、カギのかけ忘れの確認や、カギを二重にかけると盗難には十分注意しましょう。自転車は必ず防犯登録し、利用申請時に記入してください。盗難等により自転車等を紛失した場合は、管理人に紛失届を提出し、速やかに近くの交番に被害届を出してください。盗難自転車が、放置自転車として保管された場合、事前

に被害届が届け出されていたときは、移動保管料を免除することが可能です。

カギの抜き忘れに注意！

カギを抜き忘れて家のカギが自転車等に残っているケースがあり、非常に危険です。自転車・バイクのカギに家のカギなど他のカギを付けることは避けましょう。

年度内における定期利用の更新について（更新期間をお守りください）

定期利用の更新とは、契約期間が終了する場合、翌月以降も利用する場合にさせていただき手続きです。契約期間の終了する月の21日から月末（原則）までに、各自自転車駐車場管理事務所で行ってください。更新期間中に手続きを行えない場合は、事前に自転車駐車場管理事務所まで連絡

してください。月末までに更新手続きを行わず、事前に連絡もない場合はキャンセル扱いとなり、翌月からの利用はできなくなりますのでご注意ください。なお、年度をまたぐ更新は出来ません。

還付申請について（契約期間途中で駐車場を利用しなくなったとき）

利用を中止する人

定期利用している人で、転出や転勤等で利用しなくなった場合、最終利用月の月末（日曜・祝日・年末年始を除く）までに各自転車駐車場管理事務所で利用取消・還付手続きを行ってください。審査後、利用しない月分の料金を還付することができます。手続きを行う場合は定期利用証・定期利用票（ステッカー）・通帳等振込先の分かるものを持参して管理人に申し出てください。

還付の注意事項

① 還付金は後日、指定された金融機関口座へ振り込みます。申請受理した月の月末から、おおむね1か月かかります。

- ② 還付金はすでに納付した利用料金から利用月分の料金を引いた額です。月末締めで、日割りでの還付はできません。
- ③ 1年間（4月～翌年3月）の定期利用契約をした人は11か月分の利用料金のみを納付しているため、11か月分から利用月分を引いた額を還付します。なお、11か月利用した場合、還付金は発生しません。

管理人常駐時間

月曜から土曜日、午前6時から午後7時まで。（日曜・祝日・年末年始は休み）ただし、利用申請・更新手続きは午後6時までです。（栄町公園地下及び八千代緑が丘自転車駐車場を除く）

ハガキ受付管理事務所

自転車駐車場名	管理人常駐時間	申込受付開始日	手続時間
抽選対象管理事務所	6:00～19:00	12月1日	6:00～18:00

※申込は12月21日（木）まで

※4月1日以降は随時受付

※抽選対象管理事務所の詳細は4ページ「○別紙のハガキで申し込みが必要な自転車駐車場」をご覧ください。

現地受付管理事務所

自転車駐車場名	管理人常駐時間	申込受付開始日	手続時間
栄町公園地下 注①	4:30～1:30	3月1日 注②	4:30～22:30
八千代緑が丘 注①	6:00～19:00	3月4日	6:00～18:40
その他の現地受付管理事務所	6:00～19:00	3月1日	6:00～18:00

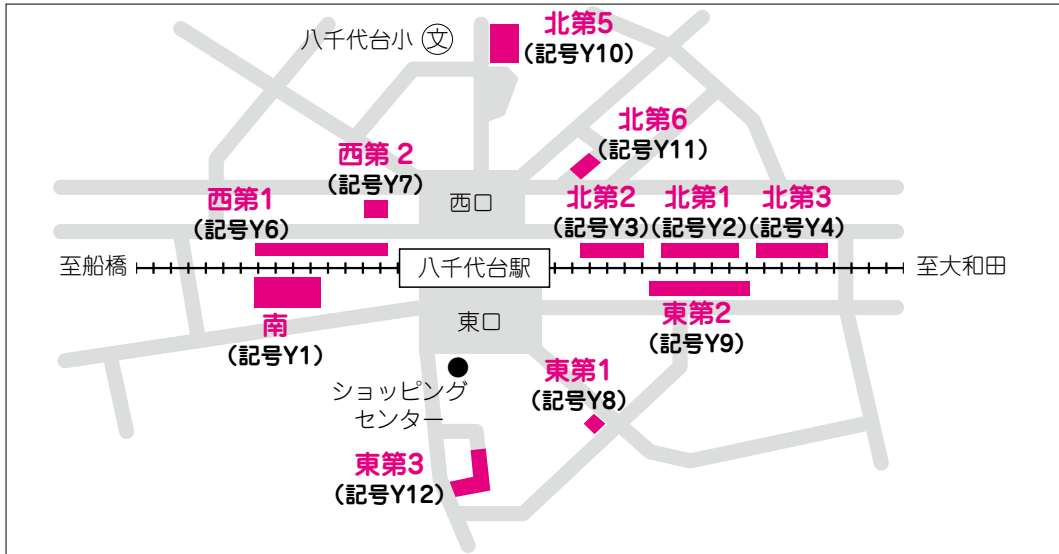
注①午前1:30～午前4:30は閉鎖

注②栄町公園地下は2月15日から申請書を配布、3月15日から契約手続開始

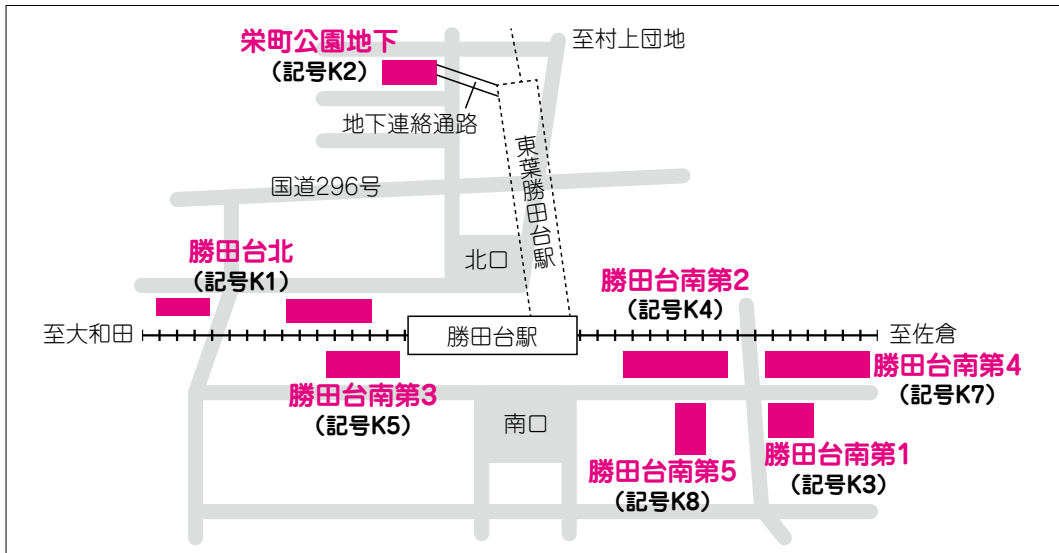
※その他の現地受付管理事務所の詳細は4ページ「○ハガキでの申し込みが必要な自転車駐車場」をご覧ください。

自転車駐車場位置図

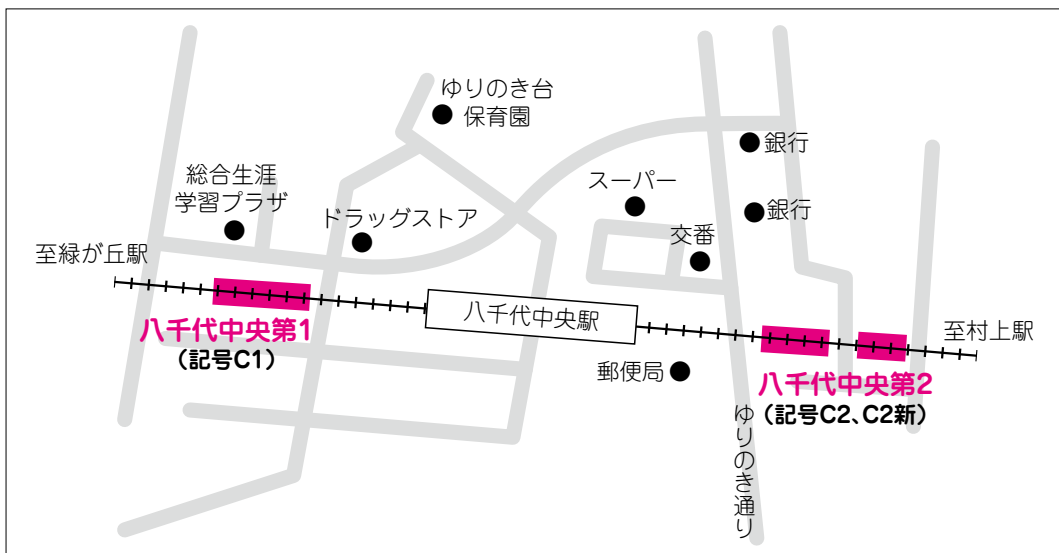
八千代台駅周辺



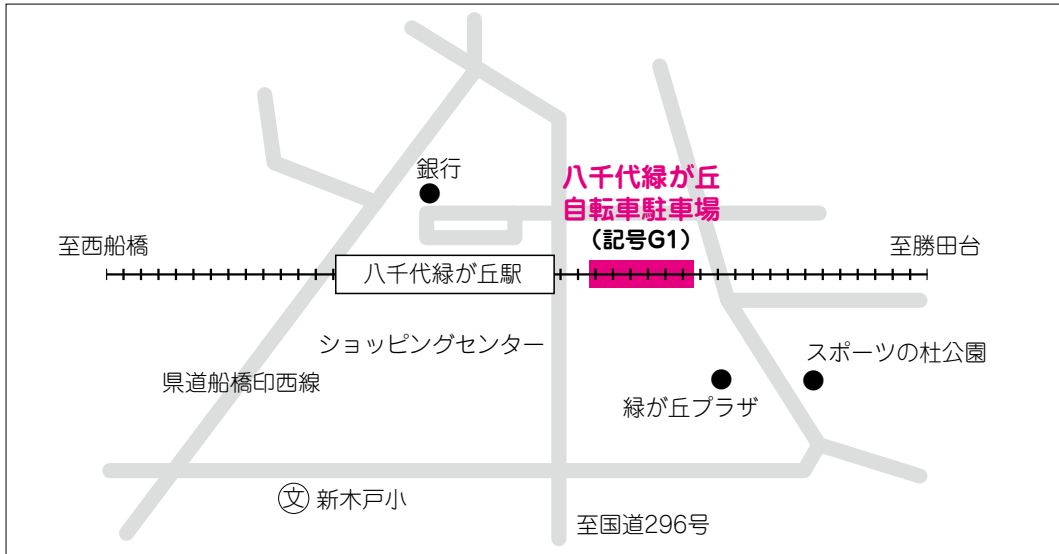
勝田台駅周辺



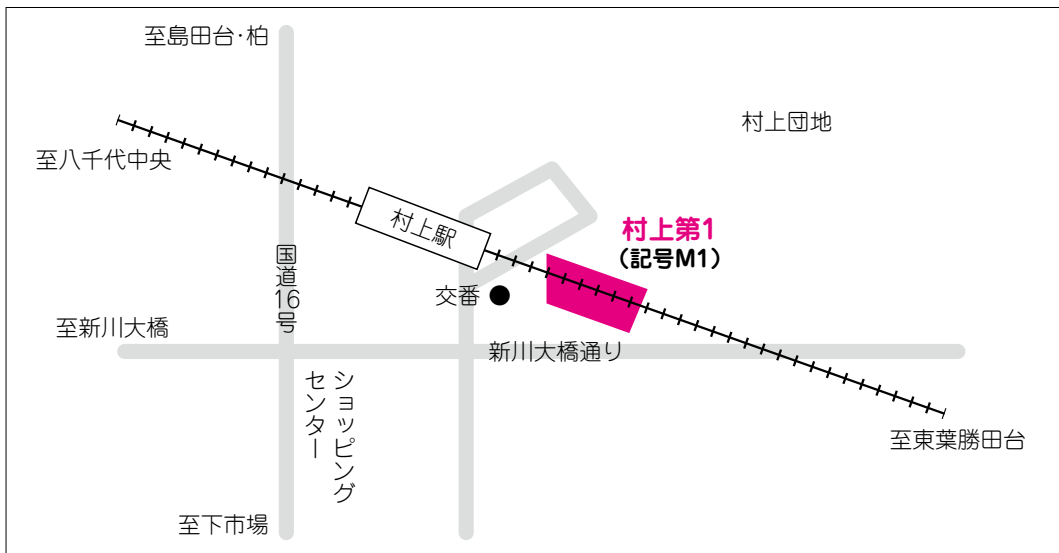
八千代中央駅周辺



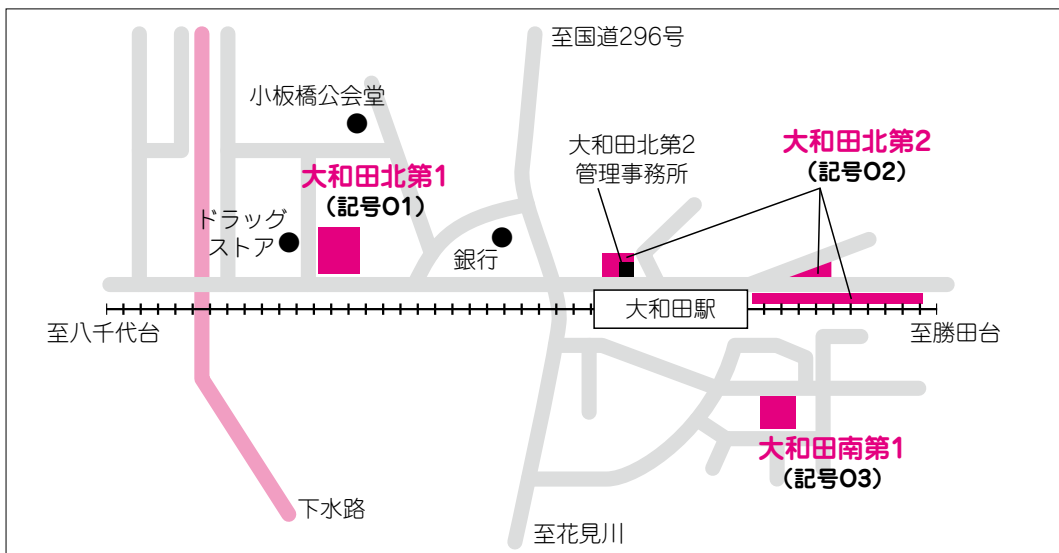
八千代緑が丘駅周辺



村上駅周辺




大和田駅周辺

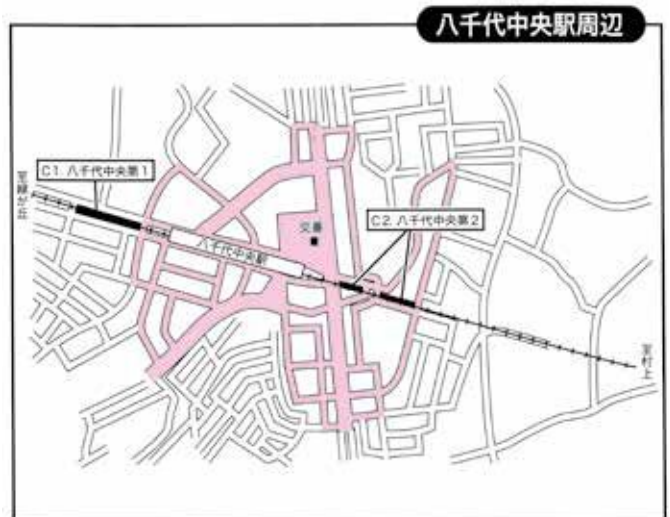
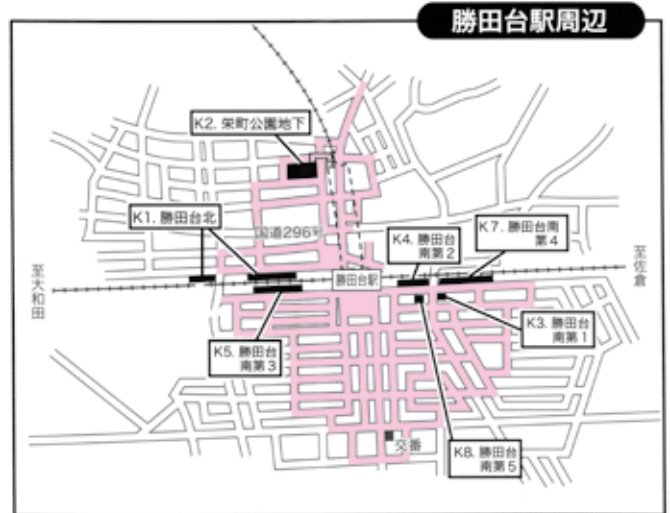


自転車放置禁止区域

放置自転車を解消するため、各駅に駅前整理員を配置するとともに、八千代台・勝田台・八千代緑が丘・八千代中央各駅周辺を**自転車放置禁止区域**に指定し、放置自転車の即日撤去を行っています。チェーン錠等によりフェンス等にくくられるなどにより撤去の妨げになる場合、チェーン錠等を切断した上で撤去を行っています。

 放置禁止区域

 自転車駐車場



- 放置自転車保管場所
萱田町 674-4 TEL 047-482-0631
- 引き取りできる日時
月曜日～土曜日 午前 10 時から午後 6 時まで
※日曜・祝日・年末年始を除きます。
- 必要なもの
 - ・自転車のカギ
 - ・公的な身分証明書
{マイナンバーカード(通知カードは不可)、
運転免許証、パスポート、健康保険証など}
 - ・移動保管料 2,200円

※盗難自転車が放置自転車として保管された場合、事前に被害届が届け出されていたときは、移動保管料を免除することが可能です。放置自転車保管場所の係員に、受理日と受理番号、盗難されたときの状況を伝えてください。

放置自転車保管場所

